

## 八尾市指定ごみ袋広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、八尾市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、八尾市指定ごみ袋に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

### (広告掲載の基準)

第2条 要綱第4条及び第5条の規定に定めるものに該当する広告は掲載しない。

### (広告媒体の規格等)

第3条 広告の規格、掲載位置、掲載期間、広告掲載料及び選定方法等は、別途募集要項に記載する。

### (広告掲載の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、本市ホームページ等で公募する。

### (広告掲載の申込)

第5条 広告掲載希望者は、八尾市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式第1号）により、指定する期間内に申し込むものとする。

### (広告掲載の決定)

第6条 第2条の規定に基づき、速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について申込者に八尾市指定ごみ袋広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

### (広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿の作成及び提出は、印刷用完全データをもって行うものとする。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

### (広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、広告媒体の種類、数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに類似広告の市場価格等を勘案して決定する。

2 広告掲載料は指定期日までに一括前納を原則とする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第9条 徴収した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

2 前項の規定により、返還する広告掲載料には利子を附さない。

(広告掲載の取消)

第10条 次の各号に該当する場合には、広告主又は広告取扱者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 広告が、指定ごみ袋の作成上支障となるとき
- (3) その他、広告の掲載を開始又は継続することが適切でないと市長が認めめたとき

2 前項の取消しにより発生した損害は、広告主が賠償するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年 1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 1月 7日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

### 八尾市指定ごみ袋広告掲載申込書

（あて先）八尾市長

申込者 住所（所在地）

名 称

代表者職氏名

印

電話番号

担当者職氏名

八尾市指定ごみ袋広告掲載要領第5条の規定により、次のとおり申し込みます。

掲載枠数	枠（円）
広告の内容	
その他	・八尾市の広告関連規定を遵守します。 ・八尾市税の滞納はありません。 ・八尾市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

#### ＜注意事項＞

- ・この申請書とあわせて、広告の原稿（印刷用完全データ）を提出すること。
  - ・申込前に、八尾市ホームページに掲載している「八尾市広告掲載要綱」「八尾市広告掲載基準」「八尾市指定ごみ袋広告掲載要領」をご確認ください。
- ※掲載できる広告に制限があります。

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

八尾市指定ごみ袋広告掲載決定通知書

様

八尾市長

印

年　月　日付けで申込のあった広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、八尾市指定ごみ袋広告掲載要領第6条の規定に基づき通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲 載 期 間 (使用予定期間)	
掲 載 料 金	枠 (　　円)
納 付 期 限	年　月　日
そ の 他	八尾市指定ごみ袋広告掲載要領第10条の規定等により、募集枠全てにおき、事務手続き及び広告掲載料の納付等が完了しない等の問題が生じた場合は、この決定を取り消す場合があります。